

議第 29 号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年呉市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当<u>（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。</p>
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 5 条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職、その他採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員及びこれらに在職する職員のうち、均衡上必要があると認められる職員に対して支給する。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 5 条 <u>第一種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職、その他採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員及びこれらに在職する職員のうち、均衡上必要があると認められる職員に対して支給する。</p> <p><u>第 5 条の 2 第二種初任給調整手当</u>は、新たに採用された職員のうち、採用の日において、勤務する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して均衡上必要があ</p>

ると認められる職員に対して支給する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の給与に関する人事院勧告等を踏まえた手当の新設等をするため、この条例案を提出する。